

副本

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに239名

被告 国 ほかに1名

被告国第42準備書面

令和2年1月21日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

大門 宏一郎 

石間 大輔 

松田 卓 

被告国は、本準備書面において、原告らの2020〔令和2〕年2月13日付け準備書面68（以下「原告ら第68準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 低線量被ばくによる健康影響について

1 はじめに

被告国第12準備書面第2の2ないし4（7ないし20ページ）等で述べたとおり、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」（甲D共第35号証4ページ）とされている。この点については、大阪大学医学系研究科保健学専攻・教授の本行忠志氏の意見書（甲D共第222号証。以下「本行意見書」という。）も、「結論」の項において、「現在、低線量・低線量率被ばくが人体にどの程度の悪影響を与えるのかについては『不明』というのが、専門家の間でも一致した意見です。」と述べている（本行意見書23ページ）。

もっとも、本行意見書が、「結論」の項において、「放射線は本来危険なものなのです。」（同23ページ）、「福島では、年間20mSv以下の地域を帰還可能地域としており、危険な地域として扱われていません。」、「放射線に対する、個人差や複合影響を考えれば、危険な場所から遠ざかるとうとする（避難する）のが当然の行為である」（同24ページ）と述べ、「年間20mSv以下の地域」も低線量被ばくによる健康影響が認められるかのようにいい、原告らがこのような本行意見書に依拠した主張をすることから、後記2において反論をしておくこととする。

2 原告らの低線量被ばくによる健康影響に関する個々の指摘が誤っていること

(1) 放射線感受性について

ア 原告らの主張

原告らは、放射線感受性について、

- ① 「2007年勧告…の付属書A…は、低線量放射線被ばくの健康影響についてのICRPの基本的な考え方をまとめたものである」こと（原告ら第68準備書面9, 10ページ）を前提に、2007年勧告の付属書Aの68項の記載からすれば、「放射線感受性の高い1%未満の人には、（引用者注：健康）影響がすでに出ていることを意味している」として、「これを避けるための行動を取ることは合理性が認められる」と主張し（同10ページ）、
- ② また、「子どもや胎児の放射線感受性」について、「少なくとも、成人に比べて10%増、20%増といった程度での感受性の高さではなく、特に一定のがん（甲状腺がんや乳がん等）については、数倍から10数倍の高さではないかと推測されている」こと（同14ページ）を前提に、「子どもや若年者が無用な放射線被ばくを避けようとすることは合理的な行動である」と主張する（同18ページ）。

イ 被告国の反論

(7) ①について

2007年勧告（甲D共第70号証）の付属書Aの68項（同号証123ページ）は、これが属する項目名が「A. 3. 組織反応（確定的影響）のリスク」であること（同号証119ページ）から明らかなように、一定以上の線量（しきい値）を被ばくしない限り発生することがない確定的影響についてのものであり、被告国第17準備書面第2の5(1)（5, 6ページ）で述べたとおり、「確定的影響」における臓器ごとのしきい値が、いずれも100ミリシーベルトを超えていることから

すれば、2007年勧告の付属書Aの68項の記載が、少なくとも、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくを問題としているものでないことは明らかである。

したがって、2007年勧告の付属書Aの68項についての誤った理解を根拠として、低線量被ばくの健康影響が認められるとする原告らの前記①の主張は、前提を誤るものであり理由がない。

この点に関し、本行意見書は、「2007年勧告…の付属書Aは、…低線量放射線被ばくの健康影響についてICRPの基本的な考え方をまとめている」とした上で、「付属書AのA68項…の意味するところ」について、るる述べる（本行意見書7ページ）。しかし、こうした本行意見書も、原告らの前記①の主張と同様、2007年勧告の付属書Aの68項についての誤った理解を根拠として、低線量被ばくの健康影響が認められるとするものである。

(イ) ②について

低線量被ばくWGは、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる」（甲D共第35号証4ページ）とした上で、「小児期・思春期までは高線量被ばくによる発がんのリスクは成人と比較してより高い。しかし、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。」

（同号証7ページ。傍点は引用者による。）と、低線量被ばくによる健康影響については、年齢層の違いによる差異を定量化して議論するに足りる科学的根拠はないと結論づけている。

したがって、低線量被ばくによる健康影響に関する国際的に合意された科学的知見に反する原告らの前記②の主張は、理由がない。

この点に関し、本行意見書は、「子どもや胎児の放射線感受性」について、「少なくとも、成人に比べて10%増、20%増といった程度での感受性の高さではなく、特に一定のがん（甲状腺がんや乳がん等）については、数倍から10数倍の高さではないかと推測される」と述べる（本行意見書10, 11ページ）。しかし、こうした本行意見書も、原告らの前記②の主張と同様、低線量被ばく健康影響に関する国際的に合意された科学的知見に反するものであるし、数倍から10数倍の高さであると推測される根拠は不明である。

(2) 本件事故に由来する放射線被ばくと、それ以外の放射線被ばくや放射線被ばく以外の有害因子との複合影響について

ア 原告らの主張

原告らは、「放射線被ばくによる健康影響を考える際には、被ばくそのものによる健康影響だけでなく、複合影響のリスクをも考える必要があり」、「福島原発事故による影響は、事故直後の被ばく量だけの問題ではなく、その後も環境被ばくが継続していることを合わせて考える必要がある。正確に測定されてはいないものの事故直後に一度放射線を浴びたことが明らかな人は、過去にそのような被ばくをしていない人以上に、今も現存する環境被ばくによって大きな健康影響を受けてしまう危険が高い…また、放射線被ばく以外の有害因子によって健康上の悪影響が生じるリスクも高まっていると考えられること」（原告ら第68準備書面18, 19ページ）を前提に、「複合影響のリスクを考えれば、危険な場所から遠ざかる（避難する）ことは当然の行為に他ならない」と主張する（同33ページ）。

イ 被告国の反論

(7) 原告らの主張の整理

原告らがいう「複合影響」という概念は判然としないが、その主張内

容と原告ら第68準備書面20ページの図6からすれば、事故直後のものとそれ以降のものとを問わず、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくと、その他の放射線被ばく（医療被ばく等）及び放射線被ばく以外の「たばこやアルコール、薬物やストレスなどの有害因子に曝される」（同18ページ）ことの複合影響をいうものと解される。

(イ) 具体的反論

前記(1)イ(イ)で述べたとおり、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。そして、被告国第12準備書面第2の2(1)（8ページ）で述べたとおり、ここでいう100ミリシーベルトの被ばくについての評価は、短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として100ミリシーベルトを被ばくした場合には、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている（甲D共第35号証4ページ）。そうすると、そもそも本件事故に由来して継続的に低線量の被ばくをしたことによる健康影響は相当に小さいものと考えられる。

したがって、低線量被ばくによる健康影響に関する国際的に合意された科学的知見に反する原告らの前記アの主張は、前提を誤るものであり理由がない（原告らが全面的に依拠する本行意見書も、低線量被ばくによる健康影響に関する国際的に合意された科学的知見に反することを述べるものである。）。

(3) 福島県「県民健康調査」の結果について

ア 原告らの主張

原告らは、

- ① 福島県「県民健康調査」によって「発見されている甲状腺がんが、原発事故による放射線被ばくの影響によるものであることを示唆する」ものであること（原告ら第68準備書面23ページ）
- ② 「福島県民健康調査によって発見された甲状腺がんの多くが、スクリーニング効果により見つかった予後の良好な小さいがんではな」いこと（同28ページ）

を前提に、本行意見書でも「福島県県民健康調査により観察された甲状腺がんの多発について原発事故の影響によるものであることが否定できないこと…について述べられている」として、「原告らによる避難や避難の継続という行動が、健康被害を回避するための行動として、現在までに明らかとなっている…科学的知見に照らしても極めて合理的なものである」と主張する（同5ページ）。

イ 被告国の反論

(ア) ①について

放射線被ばくと甲状腺がん発症の関連性についていえば、本件事故による放射線被ばくのレベルと影響について評価した原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の2013年報告書においては、「福島県民健康調査（FHMS）で既に観察されていた相当量の症例は、放射線の影響ではなく、集団検診の感度による可能性が高いとみなされた。」（丙D共第68号証25ページ・パラグラフ105）とされており、最新のUNSCEARの2017年白書においても、2013年報告書の当該分野における知見は引き続き有効であり、それ以降に発表された新規情報の影響をほとんど受けないと結論づけられている（同号証25ページ・パラグラフ108）。そして、福島県「県民健康調査」のような健常者のマススクリーニングと全国の甲状腺がんの罹患

率を単純に比較できないことは、専門家が指摘しているところである（丙D共第21号証18ページ）。

したがって、福島県「県民健康調査」の結果を正しく理解しない原告らの前記①の主張は、前提を誤るものであり理由がない。

(1) ②について

原告らは、「2巡目以降に発見されているがんの多くは…原発事故による被ばくの影響を受けていると考えられる」とする本行意見書（19, 20ページ）に依拠して、スクリーニング効果による説明を否定する趣旨の主張をする（原告ら第68準備書面27, 28ページ）。しかし、本行意見書の上記指摘は、「2巡目の本格検査において…多数の発見例があることは、スクリーニング効果では説明できない」とする崎山意見書2（甲D共第140号証26, 27ページ）と同様のものであるところ、崎山意見書2に対しては、被告国第13準備書面第4の2（22ないし27ページ）において反論済みであり、上記の本行意見書に依拠してスクリーニング効果による説明を否定する原告らの主張は理由がない。

したがって、福島県「県民健康調査」の結果を正しく理解しない原告らの前記②の主張は、理由がない。

第2 放射線防護について

1 原告らの主張

原告らは、本行意見書（6, 7ページ）に依拠して、「遺伝子異常があった場合には、被ばくによる発がん性に大きな影響が出る可能性がある…遺伝子の比較的小さな差異は、放射線感受性に大きな差異をもたらさうる」ことに鑑みると、「健康被害の発生を回避するためには、線量制限は一番感受性の高い人に合わせる必要があるはずである…個別のヒトを見た場合、放射線感受性には非常にばらつきがあるのであるから、ヒトへの影響を検討する場合は、平均値

に拘泥した判断は適切ではない」と主張する（原告ら第68準備書面7ないし9ページ）。

2 被告国の反論

しかし、原告らの前記1の主張は、放射線防護の考え方を正しく理解しないものである。すなわち、「ICRPの1992年の…会合において、この問題（引用者注：「遺伝的素因による発がん感受性の違い」）に関するタスク・グループの創設が提案され、その後約5年の歳月を経てまとめられたレポート」である「ICRP Publication 79『がんに対する遺伝的感受性』」を解説した論文（丙D共第76号証、2001年7月26日再受理）によれば、ICRP Publication 79は、放射線防護における遺伝的感受性の影響について、「現行のリスク評価は、不均一な遺伝的素因を含んだ比較的大きな集団を対象としているので、集団全体のリスク推定に対してはがんの遺伝的感受性が高い人々の存在を前提としている…遺伝的素因によって放射線リスクの有意な上昇が懸念されるのは、集団中の1パーセントかそれ未満の人にすぎないので、遺伝的素因に関する不確かさを考慮しても、現行のICRP勧告を見直す必要はないであろう。発がんに対して遺伝的な素因を持つ個人に注目した場合でも、低線量においてはリスクの増加は小さく、個人間の発がん率の変動を考えると特別な勧告をする必要はないと考えられる。」と結論づけている（同号証234、235ページ）。そして、ICRPは、2007年勧告において、放射線発がんに対する個人の遺伝的感受性の違いに関して、「Publication 79で展開されたデータと判断、及びUNSCEAR…の報告書で検討された追加の情報」等を踏まえても、ICRPとしての判断には影響しない旨を結論づけている（甲D共第70号証21、22ページ）。

このように、放射線防護における遺伝的感受性の取扱いに関する国際的な合意に基づく科学的知見においては、発がんに対して遺伝的な素因を持つ個人に注目した場合でも、低線量被ばくによるリスクの増加は小さいとされていると

ころ、原告らの前記1の主張は、これを踏まえない本行意見書に依拠したものであるから、理由がない。

以 上

	略 称	基 本 用 語
10	10m盤	福島第一発電所1ないし4号機の敷地高さ（O. P. +10メートル）
13	13m盤	福島第一発電所5, 6号機の敷地高さ（O. P. +13メートル）
19	1990年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平成2年（1990年）に行った勧告
19	1992年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平成4年（1992年）に行った勧告
19	1999年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平成11年（1999年）に行った勧告
20	2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平成19年（2007年）に行った勧告
4m	4m盤	福島第一発電所の海水系ポンプ等が設置されている敷地高さ（O. P. +4メートル）
4が	4月19日通知	平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について（通知）」
4し	4省庁報告書	建設省、農水省、水産庁及び運輸省が策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」
7し	7省庁手引	建設省、農水省、水産庁、運輸省、国土庁、気象庁及び消防庁が策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」
AD	ADR基準	センターによる中間指針等によって定められた原子力損害に係る賠償の基準及び総括基準
AD	ADR手続	センターによる中間指針等に基づいた和解の仲介の手続
AS	ASP評価報告書	「安全情報の分析・評価に関する報告書」
ER	ERSS	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム
IA	IAEA	国際原子力機関
IA	IAEA技術文書2	IAEA事務局長報告書の附属文書である技術編第2分冊
IA	IAEA事務局長報告書	福島第一原子力発電所事故事務局長報告書
IC	IC	非常用復水器
IN	INES	国際原子力・放射線事象評価尺度
JA	JAEA	日本原子力研究開発機構
JA	JAMSTEC	独立行政法人海洋研究開発機構
JN	JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構
LS	LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究、第14報、1950～2003年：がんおよびがん以外の疾患の概要
NR	NRC	米国原子力規制委員会
NU	NUPEC	財団法人原子力発電技術機構
O.	O. P.	「Onahama Peil」（小名浜港工事基準面）
SP	SPEEDI	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム
T.	T. P.	東京湾平均海面
TE	TECDOC1663	IAEAが発行する技術文書である「IAEA-TECDOC-1663」の冒頭部分（甲E共第144号証の1, 2）
UN	UNSCEAR	原子放射線の影響に関する国連科学委員会
あお	青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官青木一哉氏
あさ	朝倉式	朝倉良介氏が「護岸を越流した津波による波力に関する実験的研究」と題する論文において公表した評価式
あだ	足立論文	足立光司「電子顕微鏡がとらえた放射性粒子：福島第一原子力発電所事故初期に大気中に放出された放射性粒子の物理化学的性質」
あべ	阿部（1999）	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードM _t の決定－歴史津波への応用－」
あべ	阿部氏	東京大学名誉教授・地震調査研究センター所長（当時）阿部勝征氏
あべ	阿部氏平成24年検面調査	平成24年12月26日付け検察官面前調査
あべ	阿部氏平成25年検面調査	平成25年4月18日付け検察官面前調査
あべ	阿部書籍	阿部博士の書籍「原子力のリスクと安全規制」
あべ	阿部博士	原子力規制庁技術参事阿部治博氏
あん	安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能を有する系統
あん	安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針
あん	安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針

	略 称	基 本 用 語
いか	伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）
いし	石橋論文	石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」
いば	茨城県波源モデル	茨城沿岸津波浸水想定検討委員会が延宝房総沖地震津波に係る津波浸水深調査等を行い、平成19年3月に公表した論文である「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル
いま	今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野教授 今村文彦氏
えん	延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震
おお	大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所
おお	大阪泉州アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決（民集68巻8号799ページ）
おお	大竹名誉教授	東北大学名誉教授 大竹政和氏
おか	岡村委員	合同WG委員 岡村行信氏
おか	岡本教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授 岡本学司氏
おな	女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所
かさ	笠原名誉教授	北海道大学名誉教授 笠原稔氏
かな	金森論文	金森博雄教授による「宮城県沖における歴史地震記録を用いた地震系列の研究」と題する論文
かね	金戸氏	土木調査グループ 金戸俊道氏
かわ	川原氏	保安院原子力発電安全審査課耐震班長川原修司氏
かん	関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）
きい	起因事象	異常や事故の発端となる事象
きじ	基準津波	設計基準対象施設の供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波
きじ	技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準
きじ	技術基準規則	省令62号の改正及び火用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
くぼ	久保氏	東電設計 久保賀也氏
くろ	クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ）
けい	計画的避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年以内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域）
けい	刑事事件	被告東電元役員らを被告人とする刑事事件
けん	検面調査	検察官面前調査
げん	原災法	原子力災害対策特別措置法
げん	原災本部	原子力災害対策本部
げん	原災本部長	原災本部長である内閣総理大臣
げん	原災マニュアル	原子力災害対策マニュアル
げん	原子力安全技術センター	財団法人原子力安全技術センター
げん	原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）
げん	原子力緊急事態宣言	原災法15条1項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態が発生した旨等の公示
げん	原賠審	原子力損害賠償紛争審査会
げん	原賠センター	原子力損害賠償紛争解決センター
げん	原賠法	原子力損害の賠償に関する法律
こう	後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制
こう	郷地氏	郷地秀夫氏
こう	合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ
こく	国賠法	国家賠償法

	略 称	基 本 用 語
こっ	国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会
こっ	国会事故調査報告書	国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書
さい	災対法	災害対策基本法
さか	酒井GM	土木調査グループGM（グループマネージャー）であった酒井博士
さか	酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士
さき	崎山氏	崎山比早子氏
ささ	佐々木ほか連名意見書	平成28年10月26日付け佐々木康人ほか16名作成に係る連名意見書
さた	佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長教授佐竹健治氏
さた	佐竹ほか（2008）	「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山本滋）
さと	佐藤氏	佐藤暁氏
しき	敷地全周を囲う防潮堤	福島第一発電所の敷地「南側側面から東側全周、北側側面を囲う高さ10m程度の防潮堤（O. P. +20m）」
じこ	事故解析評価	原子炉設置許可処分申請に際して申請者が実施する事故防止対策に係る解析評価
しざ	試算津波	平成20年試算による想定津波
じし	自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内
じし	地震本部	地震調査研究推進本部
しち	七條論文	七條和子ほか「長崎原爆被爆者のプルトニウムによる内部被ばくのオートラジオグラフィによる分析」
しっ	失敗学会報告書	「失敗学会」作成の「福島原発における津波対策研究会・報告書」
しま	島崎氏	千葉地方裁判所において証人となった島崎邦彦氏
しゅ	首藤名誉教授	東北大学名誉教授 首藤伸夫氏
しゅ	首都大学東京報告書	首都大学東京「平成24年度SPM捕集用紙に付着した放射性核種分析報告書」
じゅ	重大事故等	重大事故や重大事故に至るおそれがある事故
しよ	省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
しよ	昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針
しよ	昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承）
しよ	昭和52年安全設計審査指針	原子力委員会が制定した「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」
しよ	使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置
じよ	貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った貞観地震によって東北地方に到来した津波
しん	新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）
しん	審査ガイド	原子力規制委員会が定める設置基準規則5条の解釈並びに基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド
しん	新耐震指針	平成18年9月19日に原子力委員会が定めた、発電用軽水型原子炉の設置許可申請（設置変更許可申請を含む）に係る安全審査のうち、耐震設計方針の妥当性を判断するための指針としての発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
すい	水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律
すい	推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
すず	鈴木教授	鈴木康弘教授
すず	鈴木文獻	「福島第一発電所を襲った津波の高さについての疑問」（鈴木康弘ほか）
すま	スマトラ沖地震	平成16年12月26日にインドネシアのスマトラ島沖で発生した地震
すり	スリーマイル島原発事故	米国・スリーマイル島発電所事故

略 称	基 本 用 語
せい 政府事故調査委員会	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会
せい 政府事故調査最終報告書	政府事故調査委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」
せい 政府事故調査中間報告	政府事故調査委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」
せつ 設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
そう 総合基本施策	「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」
たい 耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
たい 耐震バックチェック	耐震バックチェック指示を受けて被告東電ほかの原子力事業者が行う評価や同評価に係る規制制における審査
たい 耐震バックチェック指示	保安院が、平成18年9月20日に原子力事業者等に対し、福島第一発電所を含む既設の発電用原子炉施設について、新耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、その結果を報告することを求めたこと
たか 高尾氏	土木調査グループ課長 高尾誠氏
たか 高田委員	東京大学大学院工学研究科教授 高田毅士委員
たか 高橋教授	関西大学社会安全学部教授 高橋智幸氏
たっ 宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決（民集43巻10号1169ページ）
たっ 宅建業法	宅地建物取引業法
たて 建屋等の全部の水密化	主要建屋等が存在する敷地内にそのまま浸した津波から安全上重要な機器の全てを防護するという意味での建屋等の水密化の措置
たに 谷岡・佐竹論文	「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波から100年」（谷岡勇市郎、佐竹健治）
たに 谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長教授 谷岡勇市郎氏
たに 谷岡・佐竹論文における知見	谷岡・佐竹論文における付加体が津波地震の発生に影響を与えていることを指摘する知見
ちえ チェルノブイリ原発事故	旧ソ連・チェルノブイリ発電所事故
ちく 筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）
ちゅ 中間指針	「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」
ちゅ 中間指針第一次追補	原賠審が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」
ちゅ 中間指針第二次追補	「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」
ちゅ 中間指針第四次追補	「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」
ちゅ 中間指針等	中間指針第一次追補を含め、原賠審が示した損害賠償の目安に係る各指針
ちゅ 中部電力	中部電力株式会社
ちよ 長期評価	地震調査研究推進本部（地震本部）地震調査委員会が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」
ちよ 長期評価の見解	長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」
ちよ 直接請求手続	一審被告東電による東電基準に基づいた和解及び損害賠償手続
つじ 都司氏	都司嘉宜氏
つじ 都司論文	都司嘉宜「慶長16年（1611）三陸津波の特異性」
つな 津波PRA標準	日本原子力学会が平成24年2月に作成した規格「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準：2011」

	略 称	基 本 用 語
つな	津波指針	津波を地震随伴事象としてでなく、独立の外的事象と位置づけた上で、想定津波を見直し、想定すべき最大規模の津波の遡上を防ぐ設備上の対策を講じることを求める新たな設計審査指針
つな	津波担当部署	被告東電の土木調査グループ、土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署
つな	津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が平成14年2月に刊行した「原子力発電所の津波評価技術」
つな	津波評価技術2016	土木学会が平成28年9月に作成した「原子力発電所の津波評価技術2016」
つむ	津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会地震防災調査研究部副首席主任研究員 津村建四郎氏
つる	鶴博士	鶴哲朗博士
てい	低線量被ばくWG	低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ
でん	電事連	電気事業連合会
とう	東京電力津波調査報告書	福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果にかかる報告
とう	東電基準	被告東電が中間指針等によって定められた賠償の指針等を参考として策定した基準
とう	東電事故調査報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付け「東電事故調査報告書」
とう	東電事故調査添付資料	福島原子力事故調査報告書添付資料
とう	東電設計	東電設計株式会社
とう	東電津波対応指針	福島県沖に設定する波源につき、土木学会津波評価部会に研究を委託した上で、その研究の結果として必要とされる対策については、被告東電が確実に対応を行うとの被告東電の方針
とう	東電津波対応方針	土木学会に研究を委託し、耐震バックチェックまでに研究が間に合わないのであれば、耐震バックチェックには既存の津波評価技術に基づく津波評価で対応するが、研究の結果として必要とされる対策については確実に行うという東電の方針
とう	東電報告（その2）	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告（その2）」
とう	東北電力	東北電力株式会社
どぼ	土木学会津波評価部会	土木学会原子力土木委員会津波評価部会
どぼ	土木調査グループ	被告東電本店原子力・立地本部下の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木調査グループ（後に改変されたものも含み、時点を限らずに表記）
とま	泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所
とり	とりまとめ	原子力安全委員会の原子力安全基準・指針専門部会地震・津波関連指針等検討小委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」
なぐ	名倉氏	本件事故当時、保安院原子力発電安全審査課耐震安全審査室で安全審査官を務めていた名倉繁樹氏
なご	名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所平成25年（ワ）第2710号ほか令和元年8月2日判決
にじ	二次転居	避難元住居からの移動又は転居後、更に住居を移動又は転居したこと
にだ	二段階審査	安全性の判断の適否に関する裁判所の審理判断が、具体的審査基準の設定及び同基準への適合性の審査に科学的、専門技術的裁量が認められることを前提として、同基準に不合理な点があるか否かを審査し（第一段階の審査）、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する（第二段階の審査）手法
にほ	日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」
にほ	日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告
にほ	日本気象協会	財団法人日本気象協会
にほ	日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
にほ	日本原電	日本原子力発電株式会社

	略 称	基 本 用 語
にほ	日本版評価尺度	日本独自の原子力発電所事故・故障等価尺度
はせ	長谷川名誉教授	東北大学名誉教授 長谷川昭氏
ばつ	バックチェックルール	原子力安全・保安院が策定した「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」
はま	浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
はま	濱田氏	濱田信生氏
はま	濱田意見書	濱田信生氏による意見書
ひが	東通発電所	被告東電の東通原子力発電所
ひた	非対象区域	自主的避難等対象区域以外の避難の指示の対象となっていなかった区域
ひな	避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、住民の避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20 km圏内、福島第二発電所から半径10 km圏内の区域）
ひな	避難指示等	内閣総理大臣による避難及び屋内待避指示
ひな	避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内
ひな	避難元住居	避難前の居住地
ひよ	評価基準値	耐震設計時の判断基準となる民間規格・基準類で定められている値
ひよ	評価値	原子炉の耐震設計における計算結果
ふか	深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内陸直下の低周波地震ゾーン」と題する論文
ふく	福島第一発電所	福島第一原子力発電所
ふく	福島第二発電所	福島第二原子力発電所
ふく	福島地裁郡山支部別件訴訟	福島地方裁判所郡山支部平成27年（ワ）第255号等原状回復等請求事件
へい	平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針
へい	平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針
へい	平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針
へい	平成20年試算	被告東電が平成20年に行った明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算
へい	平成21年報告	平成21年9月に一番被告東電が貞観津波の波源に関する知見を基に津波評価技術を用いて福島第一発電所に到来する津波の高さを試算した結果が0. P. + 8. 6ないし8. 9メートルであった旨の保安院に対する報告
へい	平成24年改正	平成24年法律第47号による改正
へい	平成3年浸水事故	平成3年に福島第一発電所で発生した内部浸水事故
べつ	別件千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第515号、同第1476号及び同第1477号事件
べつ	別件東京訴訟	東京地方裁判所平成25年（ワ）第6103号及び同第19720号事件
べつ	別件福島訴訟	福島地方裁判所平成25年（ワ）第38号、第94号、第175号、平成26年（ワ）第14号、第165号及び第166号事件
ほあ	保安院	原子力安全・保安院
ほう	放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
ほう	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
ぼう	防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所
ぼう	防災指針	「原子力発電所等周辺の防災対策について」（なお、平成12年5月の一部改訂の際に「原子力施設等の防災対策について」という表題に変更されている。）
ほり	堀内氏	土木技術グループ 堀内友雅氏

	略 称	基 本 用 語
ほん	本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」）
ほん	本件事故	本件津波によって発生した福島第一発電所の事故
ほん	本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃発生したマグニチュード9.0の地震
ほん	本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分
ほん	本件津波	平成23年3月11日に発生した本件地震に伴う津波
まい	マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文
まえ	前田氏	地震調査管理官 前田憲二氏
まつ	松澤・内田論文	「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」（松澤暢・内田直希）
まつ	松澤教授	東北大学大学院理学研究科理学部教授 松澤暢氏
まつ	松山氏	松山昌史氏
むと	武藤副本部長	被告東電本店原子力・立地本部副本部長 武藤栄氏
めい	明治三陸地震	1896年に三陸沖（中部海溝寄り）で発生した津波地震
もに	モニタリング指針	環境放射線モニタリング指針
やま	山口教授	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授 山口彰氏
やま	山下検面調書	刑事事件において証拠提出された、山下センター長の4通の検察官面前調書
やま	山下センター長	被告東電本店原子力・立地本部下の原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター長 山下和彦氏
ゆき	行谷ほか（2010）	「宮城県石巻・仙台平野および福島県郡山川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション」（行谷佑一・佐竹健治・山本滋）
よし	吉岡意見書	吉岡証人の意見書
よし	吉岡氏	吉岡律夫氏
よし	吉岡証人尋問調書①	東京地方裁判所において実施された吉岡氏の証人尋問調書（第23回口頭弁論調書と一体となるもの）
よし	吉岡証人尋問調書②	東京地方裁判所において実施された吉岡氏の証人尋問調書（第24回口頭弁論調書と一体となるもの）
よし	吉田部長	被告東電本店原子力設備管理部長 吉田昌郎氏
ろき	炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
わた	渡辺氏	渡辺敦雄氏